

# 名家連ニュース

令和元年12月1日(日)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.668号



## 第6回 家族SST講座



11月30日(土)、家族12名の参加で和やかに家族SSTが開催されました。近況報告では、当事者さんの状況は様々ですが、ハラハラドキドキし、「心配」と「居直り」の気分を行ったり来たりしながら生活している家族の心情が伝わってきました。今回は、吉田先生が参加者に配役・演出？をお願いし、あるお母さんの悩み事に関する家族の位置関係を分かり易く説明して頂きました。これを「家族造形法」と言うそうです。そうすることで、話だけでは理解し辛かった内容が、参加者にも手に取るように理解できるようになり、改善への糸口を探る会話が膨らんでいきました。

### 参考：家族造形法 (Family Sculpture) とは

家族の心理的距離感や情緒的な関係性といった相互作用パターンを可視化する家族療法の一技法。家族イメージをもとに空間的に配置し、さらに姿勢や視線、表情などを指定することで彫刻のように家族関係を表現。家族内相互作用の様相(家族員相互の親密さや距離、家族の権威構造、非言語コミュニケーションパターンなど)の理解や洞察を促進します。(感想/文責：堀場)



## ◆◆◆ 障害年金受給者の皆さんへ ◆◆◆

### 年金受給権取得後に納めている保険料は老齢基礎年金額に反映されません

- ◎ 障害年金受給後に収めている国民年金保険料は、65歳から支給される老齢基礎年金の額に反映されません。従って年金機構の取り扱いは「誤納金」で「死に金」となります。  
※理由：65歳から支給される老齢基礎年金を障害年金として前倒しで受給しているため、受給権取得後に納付している保険料は老齢基礎年金額に反映されない仕組みになっているからです。
- ◎ 受給権を取得し障害年金受給後も保険料を納付している方は、還付請求をすれば全額返納されます。



### 還付請求と手続き



- ◎ 遡及請求が認められた方は、受給権取得時期(年金証書の上覧に記載)と年金受給開始時期にズレがあります。法定免除の時期が「受給権を得た時期」に遡及できれば、その間に納付した保険料は全額還付請求することができます。※例：受給権は10年前にあったが、障害年金のことが分からず10年後に申請して5年間の遡及請求が成立した場合でも10年間分の保険料が還付できます。
- ◎ 認定日請求(本来請求：障害認定日から1年以内の請求)及び事後重症請求で受給している方は、申請してから受給が決まるまでに3~4ヶ月要しますので、その間に収めた保険料が遡及請求できます。
- ◎ 今すぐ法定免除届を行い、還付請求書を受け取って還付請求することをお勧めします。
- ◎ 年金事務所へ出向いて「保険料納付記録」「法定免除の時期」「還付対象額の有無」を確認しましょう。持参するものは、「年金証書」「印鑑」「家族であればそれを証明するもの(運転免許証など)」です。ご不明な点があれば「名家連/家族相談室」へご連絡ください。(文責：家族相談員/堀場)